

砂 川 市 規 則 第 4 号
令和 5年 3月 27日

砂川市職員諸給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市職員諸給与条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市職員諸給与条例施行規則（昭和35年規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 条例附則第16項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1） 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（砂川市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第5号）第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員で当該延長された異動期間後に降任等をされた職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

ア 異動日から特定日までの間に降格をした職員

イ 異動日の前日以後に育児短時間勤務をした職員（異動日以後に育児短時間勤務を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務を終了した職員を除く。）

（2） 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。）をされた職員

別表第8（第8条関係）昇格時号俸対応表1 行政職給料表昇格時号俸対応表中

「

59	26	42	43	51	46	31
60	26	42	44	52	46	31
61	27	43	45	53	47	31
62	27	43	45	54	47	31
63	28	44	45	55	48	31
64	28	44	46	56	48	31
65	29	45	46	57	49	31
66	29	45	46	58	49	31
67	30	46	47	59	50	31
68	30	46	47	60	50	32
69	31	47	47	61	50	32
70	31	47	48	62	50	32
71	32	48	48	63	50	32
72	32	48	48	64	50	32
73	33	49	49	65	50	32
74	33	49	49	66	50	32
75	34	49	49	67	50	32
76	34	49	50	68	50	32
77	35	50	50	68	51	32
78	35	50	50	68	51	32
79	36	50	51	68	51	32
80	36	50	51	68	51	32
81	37	51	51	69	51	33
82	37	51	52	69	51	33

83	38	51	52	69	51	34
84	38	51	52	69	51	34
85	39	52	53	69	51	35
86	39	52	53	70	51	35
87	40	52	53	70	51	36
88	40	52	53	70	51	36
89	41	53	54	71	52	37
90	41	53	54	72	52	37
91	42	53	54	73	52	38
92	42	53	54	74	52	38
93	43	53	55	75	53	39

」

を

「

59	25	42	43	51	46	31
60	26	42	44	52	46	31
61	26	43	45	53	47	31
62	26	43	45	54	47	31
63	27	44	45	55	48	31
64	27	44	46	56	48	31
65	27	45	46	57	49	31
66	28	45	46	58	49	31
67	28	46	47	59	50	31
68	28	46	47	60	50	32
69	29	47	47	61	50	32
70	29	47	48	62	50	32
71	30	48	48	63	50	32
72	30	48	48	64	50	32
73	31	49	49	65	50	32
74	31	49	49	66	50	32
75	32	49	49	67	50	32
76	32	49	50	68	50	32
77	33	50	50	68	51	32
78	33	50	50	68	51	32
79	34	50	51	68	51	32
80	34	50	51	68	51	32
81	35	51	51	69	51	33
82	35	51	52	69	51	33
83	36	51	52	69	51	34
84	36	51	52	69	51	34
85	37	52	53	69	51	35
86	37	52	53	70	51	35
87	38	52	53	70	51	36
88	38	52	53	70	51	36
89	39	53	54	71	52	37
90	39	53	54	72	52	37
91	40	53	54	73	52	38

92	40	53	54	74	52	38
93	41	53	55	75	53	39

に改め、同表 2 医療職給料表(2)昇格時号俸対応表中

「

66	38	50	54	42
67	39	51	55	43
68	40	52	56	43
69	41	53	57	43
70	41	53	58	44
71	41	54	59	44
72	42	54	60	44
73	42	55	61	45
74	42	55	61	45
75	43	56	62	45
76	43	56	62	45
77	43	57	63	46
78	44	57	63	46

を

「

66	37	50	54	42
67	38	51	55	43
68	38	52	56	43
69	39	53	57	43
70	39	53	58	44
71	40	54	59	44
72	40	54	60	44
73	41	55	61	45
74	41	55	61	45
75	42	56	62	45
76	42	56	62	45
77	43	57	63	46
78	43	57	63	46

に改める。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式まで及び別記第 7 号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

扶 養 親 族 認 定 申 請 書

勤務の場所		所属(課)名	所属(課)長 認 印	申 請 者			
				職	氏 名		
親 族 名	職員との 続柄	生 年 月 日	職員との同 居別居の別	職 業	収 入 月 額		他に生計の途なく、 主としてその職員の 扶養を受けているこ との証明
					種 類	金 額	

◎ 職業欄のほか、勤務先のあるものは、次に具体的に記入のこと。

該当者氏名	勤 務 先	
	名 称	職 務 内 容

- 備考 1 この申請書を提出の際は、職員の親族であることを証するに足る戸籍謄
（抄）本又は住民票謄本を添付すること。
- 2 この申請書には、親族全員を記載し、内扶養親族については、右欄にその親
族が他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものであること
を証明するに足る事情を、具体的かつ詳細に記入すること。特に孫又は弟姉を
扶養している場合、長男でない者が父母又は祖父母を扶養している場合等は、
その特別な事由を詳細に記入すること。
- 3 職員以外の者が民間又は他の官公署に就職しているときは、当該扶養親族に
つき扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明書を添付すること。
（扶養親族が別居する場合を含む。）
- 4 収入月額の欄は、勤労所得のみでなく資産所得等もあればこれを見積り、所
得の種類ごとにその金額を記入すること。
- 5 扶養親族が市外に居住しているときは、無職無収入又は職業、収入金額につ
いての当該市町村長の証明書を添付すること。
- 6 障害の場合は、終身労務に服することのできない旨の医師の診断書を添付す
ること。ただし、在学中の者については、この限りでない。
- 7 所属（課）長がこの申請書を受理したときは、各欄の記載事項を検討し、かつ、その関連する事項等について調査を遂げた上で、申請書を適当と認めたとき
に限り当該欄に認印を押すこと。

扶 養 親 族 異 動 認 定 申 請 書

勤務の場所		所属(課)名	所属(課)長 認 印	申 請 者				
				職	氏 名			
扶 養 親 氏	職 員 と の 続 柄	生 年 月 日	職 員 と の 同 居 別 居 の 別	職 業	収 入 月 額		異 動 年 月 日	異 動 の 理 由
					種 類	金 額		

- 備考 1 この申請書には、異動の分のみ記入すること。
- 2 異動の理由は、具体的に記入すること。
- 3 扶養親族が新たに増加したときは、別記第 1 号様式に準じ必要な書類を添付すること。
- 4 その他別記第 1 号様式の備考を準用する。

特 殊 勤 務 手 当 支 給 承 認 伺

市長

副市長

合 議

予課
算
主
管
長

給課
与
主
管
長

年 月 日

所属課（局、所）長

予 算 目	手 当 の 名 称	業 務 の 内 容	職 氏 名	支 給 期 間	支 給 区 分		摘 要
					日 額	月 額	
				自 . . 至 . .	円	円	
				自 . . 至 . .			
				自 . . 至 . .			

備考 正副 2 通を作成し、正本は給与主管課に回付し、副本は所属課に保管すること。

別記第 7 号様式（第29条の 4 関係）

住居届			年 月 日 提出	
砂川市長様	所 属 名		=主な届出理由= ☐ 新規 ☐ 契約関係の変更（契約の更新を含む） ☐ 家賃の額の改定 ☐ その他（ ） ☐ 上記事実の発生年月日 年 月 日	
	課係名			
（届出人氏名）	職 名			
	住 所			
砂川市職員（契約書の写し等 通添付） 諸給与条例施行規則第29条の 3 の規定に基づき住居の実情を届け出ます。				
住 宅 の 所 在 地				
住 宅 の 種 類	☐ 借家 ☐ 借間 ☐ 下宿 ☐ 持家		住宅の総面積	m ²
住 宅 の 所 有 者	続柄 ()	住所		
住 宅 の 貸 主	続柄 ()	住所		
住宅の名義上の借主	続柄 ()	(借主が職員でない場合) 借主が職員の扶養家族		☐ ある ☐ ない
家 賃 等	月額 円 (年 月 日)			
契 約 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
入 居 日	年 月 日			
※上記家賃等には ☐ 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。（光熱水費込み） ☐ 居住に関する支払額に食費等が含まれている。（賄い付下宿）				
上記のとおり確認する。 諸給与条例第39条の 2 に規定する住宅の所有又は家賃に相当する月額は 円 であると算定する。 年 月 日 (職氏名)				
=備考=				
=記入上の注意= 1 「主な届出理由」欄には、住居届の主な理由の一つについて✓印を付すものとする。 2 「住宅の種類」欄には、該当するものに✓印を付すものとする。 3 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道料、共益金、店舗部分、その他これに類するものにかかる借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分にかかる家賃等は含まないものを記入します。 ただし、居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金(光熱水費)が含まれている場合又は食費(賄い付下宿)等が含まれていて家賃に相当する額の算出が困難なときは、 ※印欄のいずれかに✓印を付すものとする。				